

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術

◆区分1に分類される手術

	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	120 件
イ 黄斑下手術等	138 件
ウ 鼓室形成手術等	12 件
エ 肺悪性腫瘍手術等	86 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	19 件

◆区分2に分類される手術

	件数
ア 靭帯断裂形成手術等	4 件
イ 水頭症手術等	96 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ 尿道形成手術等	7 件
オ 角膜移植術	0 件
カ 肝切除術等	29 件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

◆区分3に分類される手術

	件数
ア 上顎骨形成術等	20 件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	9 件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ 母指化手術等	0 件
オ 内反足手術等	0 件
カ 食道切除再建術等	0 件
キ 同種死体腎移植術等	0 件

◆区分4に分類される手術

	件数
腹腔鏡・胸腔鏡手術	471 件

◆その他の区分に分類される手術

	件数
ア 人工関節置換術	28 件
イ 乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ パースメーカー移植術及びパースメーカー交換術	48 件
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	10 件
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	200 件